



「くらしのとびら」は、本号（2026春号）をもちまして、廃刊させていただくこととなりました。長年にわたり御支援、御愛顧を賜りました皆様に心より御礼申し上げます。今後とも、本県の消費者行政の推進に変わらぬ御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

防ごう！ 高齢者の消費者トラブル

高齢者の悪質商法・詐欺被害が増えています。なかには被害にあっても泣き寝入りしたり、被害に気づかなかつたりする高齢者もいます。被害を防ぐためには家族や周囲の人の見守りが大切です。

相談事例

一人暮らしの母の家に浄水器のフィルター交換と言って業者が訪ねてきた。その際に「新しい浄水器に取り替える必要がある」と言われ、高額な商品を取り付けられてしまった。母は高額な契約をしたことが心配になり、夜も眠れなくなっていたところ、近所の人気づき、クーリング・オフすることができた。



高齢者本人や家の様子を見て、消費者被害にあっているかもしれないと思った際は、消費生活センターにご相談ください。

<ポイント>

- 家に見慣れない人が出入りしていないか
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えていないか
- 見積書、契約書などの不審な書類や名刺などがいないか
- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか



「契約」の基礎知識

私たちは、普段の生活の様々な場面で「契約」をしています。「契約」とは法律的な責任が生じる約束のことです。

〈契約の例〉

- ・ お店で商品を買う…売買契約
- ・ バスや電車に乗る…旅客運送契約
- ・ 部屋を借りる……賃貸借契約



売買契約の場合、買い手の「買います」と、売り手の「売ります」という合意があれば契約が成立します。契約が成立すると売り手と買い手に法律上の権利と義務が発生し、簡単に取り消すことはできません。



ただし、一度契約した場合でも、特別に申込みの撤回や契約の解除ができる場合があります！

- クーリング・オフ制度が適用される場合（無条件で契約を解除できる制度）

| | |
|--|------|
| 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む） 電話勧誘販売 特定継続的役務提供 （エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス） 訪問購入 | 8日間 |
| 連鎖販売取引（マルチ商法・ネットワークビジネス） 業務提供誘引販売取引（内職商法・モニター商法） | 20日間 |

※通信販売や店舗での買い物場合は、クーリング・オフはできません

- 未成年者が保護者（親権者などの法定代理人）の同意を得ず契約した場合
- 「虚偽の説明があった」「事業者が消費者の自宅等に強引に居座った」等、勧誘方法に問題があった場合

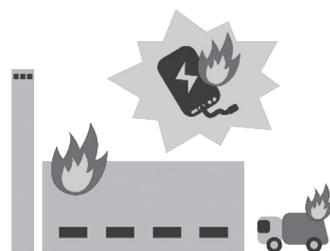
困ったときは、消費者ホットライン「^い188^や」に相談しましょう。

リチウムイオン電池の処分は適切に！

電化製品の多くは「リチウムイオン電池」が使用されています。リチウムイオン電池は軽量で寿命が長いことから、今や生活には欠かせないものとなっています。しかし、使用後は正しく処分しないと火災の原因となります。

ごみ処理時の火災事故

リチウムイオン電池が混ざった一般ごみから出火し、消防隊等によって消火された件数は、令和4年度が4,260件だったのに対し、令和5年度は8,543件と倍増しています。火災事故等の原因となった品目は、**モバイルバッテリー**が最も多く、次いで**加熱式たばこ**、**コードレス掃除機**、**スマートフォン**、**電気かみそり**の順になっています。



リチウムイオン電池を使用した製品を処分する時は？

- 発火のリスクを減らすため、製品が動かなくなるまで電力を使い切りましょう。
- スマートフォンやハンディファンなど電池が内蔵されている製品は分解せず、そのまま処分しましょう。
- お住まいの市町村の捨て方のルールを必ず確認しましょう。



不燃ごみで出せば捨てられると思っていませんか？

一般的に不燃ごみは、回収したごみをそのまま埋め立てるのではありません。まず、ごみを細かく砕いて容積を減らし、ごみの中にある資源物を回収した後に処理します。不燃ごみにリチウムイオン電池などが紛れていると、細かく砕く段階で衝撃が加わり発火することがあります。

- 製造メーカーなどによるボックス回収を利用しましょう。
リチウムイオン電池を始めとする小型充電式電池のメーカーや使用機器メーカーなどで構成される一般社団法人JBRCは、公共施設や家電量販店などに「小型充電式電池リサイクルBOX」を設置し、製品から取り外されたリチウムイオン電池やモバイルバッテリー本体を回収しています。回収場所や回収対象の電池などは一般社団法人JBRCのウェブサイトから確認できます。

※ただし、破損・膨張したものや、JBRC会員メーカー以外の電池は回収対象外です。



和歌山県金融広報委員会からのお知らせ

金融や経済についての知識を無料で学んでみませんか？

金融や経済といっても、難しい話ではありません。おこづかいの使い方から終活・相続など老後のお金の話まで、お金に関する知識はとても身近で、生きる力につながるものです。

和歌山県金融広報委員会が開催する講演会や講座では、経験豊富な専門家からお金に関する知識を無料で学ぶことができます。

●暮らしの達人！知るぽると講座 [11月頃開催予定]

お金の専門家を迎えて、暮らしに身近なテーマを少人数でしっかり学べる講座を開催します。

●金融経済講演会 [12月5日（土）開催予定]

著名な講師を迎えて、暮らしに役立つ金融経済情報を提供する講演会を開催します。

金融経済教育に関するご相談は下記まで

【事務局】和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）

〒640-8319 和歌山市手平二丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904

<https://www.wakayama-kinkoui.jp/>

ホームページ



被害にあわないための5か条

- ① いらないものは「いりません！」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等）を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ

「おかしいな」「困ったな」と思ったら

●ひとりで悩まず、まずは**ご相談**ください

消費者ホットライン

局
番
なし



い や や
1 8 8

（最寄りの消費生活相談窓口等につながります）



和歌山県PRキャラクター
「きいちゃん」

和歌山県消費生活センターホームページ <https://www.wcac.jp/>

令和8年3月発行